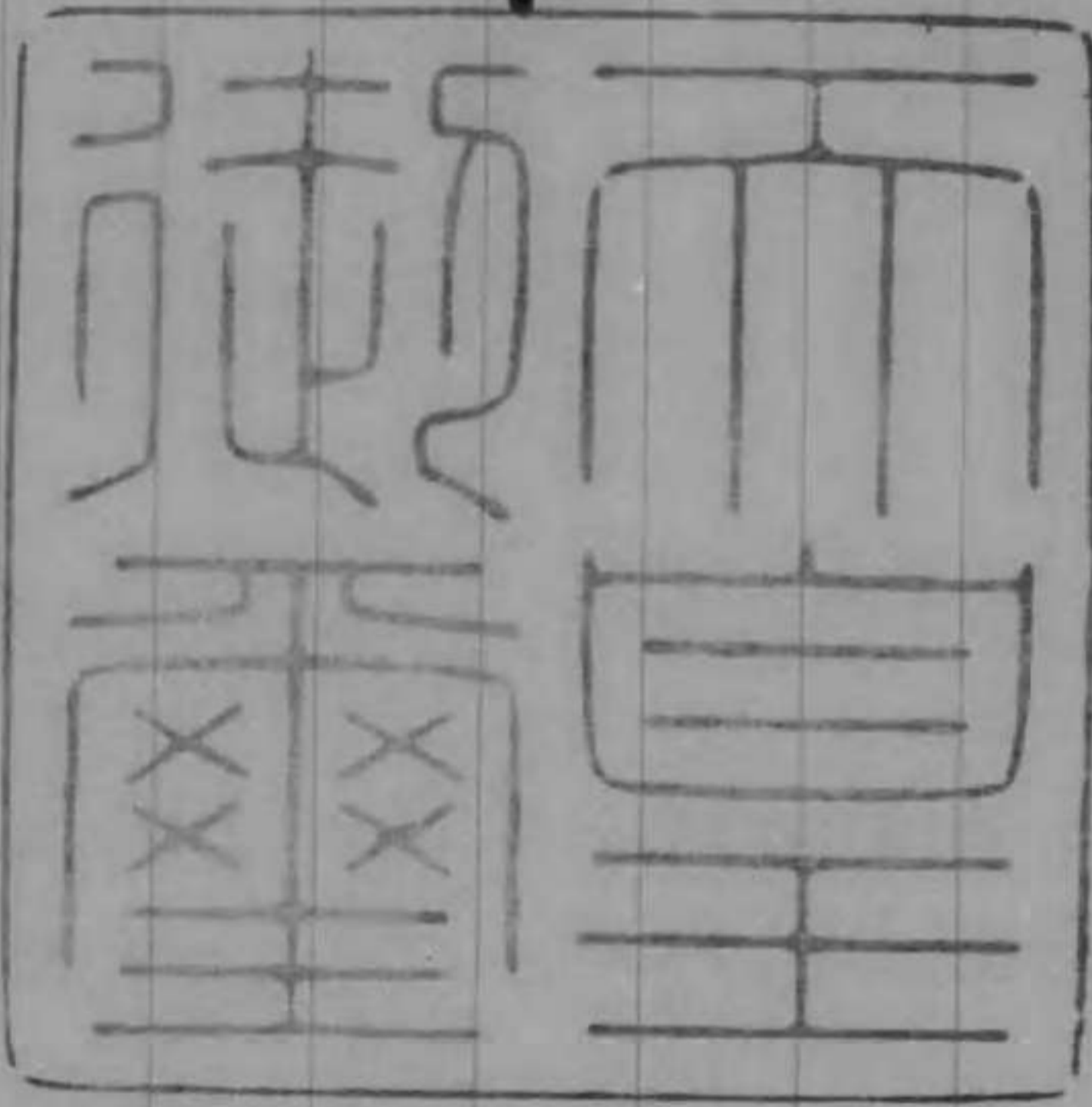


建国記念の日となる日を定める政令をここに公布する。

裕仁



昭和四十二年十二月九日

内閣議案大目録  
大蔵大臣  
昭和四十二年十二月九日

内閣総理大臣

佐々栄作

政令第三百七十八号

建国記念の日となる日を定める政令（案）

内閣は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二條の規定に基づき、この政令を制定する。

国民の祝日に関する法律第二條に規定する建国記念の日は、二月十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

佐々栄作